

申 請

令和5年2月9日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
岸田 文雄 様

岩手県知事
達増 拓也

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく令和4年5月13日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 次に掲げる品目について出荷制限を解除すること。
岩手県一関市（旧花泉町、旧千厩町の区域に限る。）において産出されるタケノコ
岩手県奥州市（旧水沢市、旧江刺市および胆沢町）釜石市、平泉町（旧平泉町）において産出されるワラビ（野生）
- 解除を申請する理由
別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

岩手県一関市（旧花泉町、旧千厩町）において産出されたタケノコ

2 経過及び解除申請の理由

(1) これまでの経過

平成24年5月10日に、一関市の旧千厩町（今回解除対象）のタケノコの検査を実施した結果、1検体から食品の基準値を超える放射性セシウムが検出（140Bq/kg）されたため、同年5月31日に出荷制限が指示された。

令和元年春から令和2年春に、同市旧花泉町、旧千厩町（以下「旧2町内」という。）内においてモニタリング検査を行ったところ、低水準であることを確認した。

令和3年春及び令和4年春に、旧2町内のタケノコが安定して基準値を下回ることが確認できるよう旧2町内の生育地から満遍なく選定し、71検体を採取・検査した。

(2) 検査結果

令和3年春～令和4年春の検査の結果、タケノコ71検体について、平均値10Bq/Kg、最大値36Bq/Kg、95パーセンタイル値18Bq/Kgであり、放射性物質濃度が低下傾向・低水準であることを確認することができた。

以上の検査結果から、タケノコが今後基準値を超える可能性はほとんどないと推定できる。

3 岩手県における管理計画

(1) 解除後の検査計画

ア 出荷前検査

県は、一関市と連携して、旧2町内の発生状況を確認し、3検体以上の出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認した上で出荷する。

イ 岩手県の定期的検査

県は、出荷期間中の開始後1ヶ月は毎週、その後1ヶ月に1回程度の定期検査（モニタリング検査）を行うとともに、一関市と連携し、過去の検査で50Bq/Kgを超えた竹林に加え、過去に検査を行っていない竹林から出荷する場合においても検査を行い、安全を確認した上で出荷する。

(2) 解除後の出荷管理

ア 採取・出荷者の管理

旧2町内でタケノコを採取し、販売を目的とする出荷を行う者について、一関市は、集出荷を行う者毎に集荷する生産者を把握し、生産者の氏名、主な採取場所を整理した採取・集出荷者台帳を整備する。採取・集出荷者情報に変更があった場合はその都度台帳を更新する。

イ 出荷・販売管理

タケノコの販売を目的とする採取・集出荷（産直施設の販売を含む）は、台帳に登録された者に限定するとともに、出荷物には、販売単位毎に品目（タケノコ）、採取地、採取日、採取者の住所・氏名を表示する。

岩手県と一関市は、市場、販売施設等に対し、タケノコの入荷の際は登録者の出荷品であるか確認するとともに、入荷したものが登録者以外のお荷品であることが判明した場合は、一関市に報告するよう依頼する。また、定期的な巡回を行い、適切な出荷管理が実施されているか確認する。

- (3) 解除後のモニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応
基準値を超える結果が出た場合は、速やかに該当する旧2町内のタケノコのお取・出荷自粛を要請するとともに、出荷中のタケノコのお回収を併せて要請する。
- (4) 関係者への周知
岩手県は一関市と連携し、本計画の内容について、採取・集出荷者、流通業者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

一関市産(旧花泉町、旧千厩町)タケノコ(野生)の検査結果

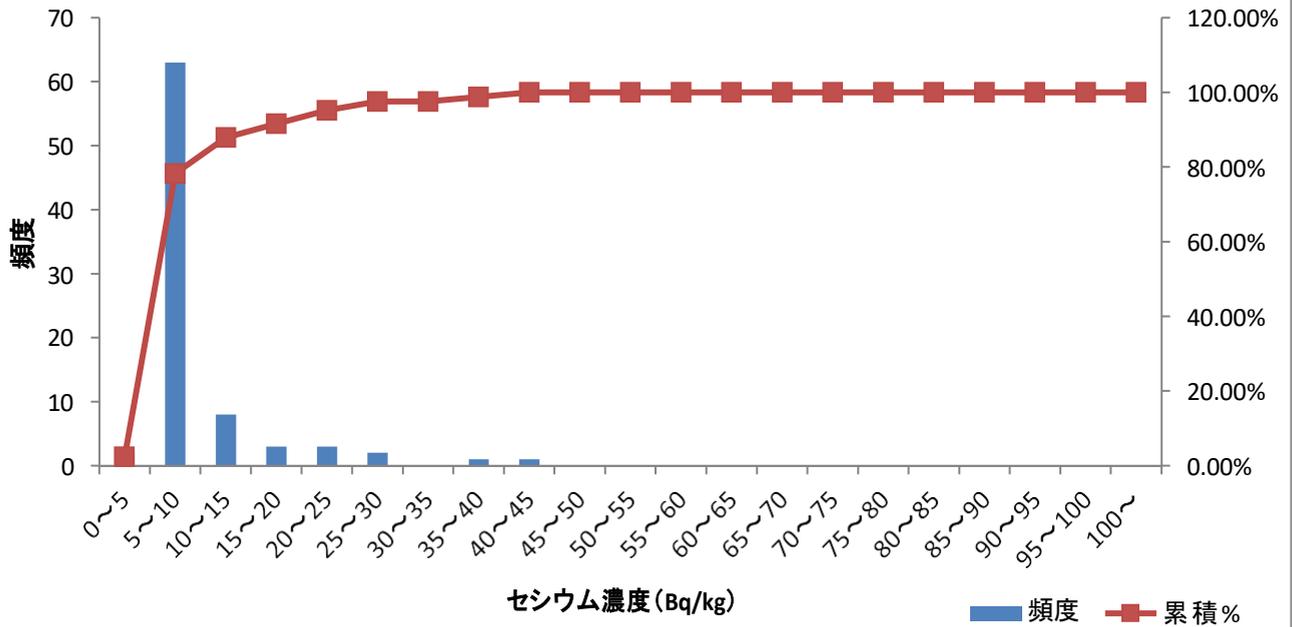
NO.	検体 (地図) 番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)
1	1	R4.5.17	11
2	2	R4.7.8	24
3	3	R3.6.30	<12
4	4	R3.6.30	<15
5	5	R4.7.8	12
6	11	R4.6.10	<17
7	12	R4.6.23	<17
8	14	R3.6.15	<16
9	15	R3.6.15	<16
10	16	R3.6.15	<15
11	17	R3.6.15	<16
12	18	R3.6.22	<9.3
13	20	R4.6.10	<15
14	21	R4.7.8	<18
15	22	R4.6.14	<12
16	23	R4.6.14	<18
17	25	R3.6.15	<18
18	26	R4.6.21	<14
19	27	R3.6.15	<15
20	28	R4.6.14	<17
21	29	R4.6.14	<15
22	30	R4.6.21	<16
23	31	R4.7.4	<15
24	32	R4.7.4	<18
25	34	R4.7.4	<16
26	37	R4.6.28	<16
27	38	R4.7.4	<16
28	40	R4.6.28	<14
29	41	R4.6.28	8.2
30	42	R3.6.16	<13
31	43	R3.6.16	<18
32	44	R4.6.10	<15
33	45	R3.6.22	<17
34	46	R3.6.25	<10
35	47	R4.6.10	16
36	48	R4.6.23	<12
37	49	R4.7.8	<18
38	50	R4.7.8	<15
39	52	R4.8.3	<14
40	54	R3.5.28	26
41	55	R4.6.21	<15
42	56	R4.7.1	8.8
43	57	R4.7.1	<16
44	64	R4.5.27	<14
45	66	R4.6.3	<14
46	68	R4.5.2	<9.2
47	69	R4.6.21	10
48	70	R4.7.1	<19
49	73	R3.5.28	36
50	74	R4.5.31	11
51	75	R4.8.3	<17
52	76	R4.5.31	<18
53	79	R3.5.26	25
54	82	R4.5.27	<17
55	83	R3.6.25	<17
56	84	R3.6.25	14
57	85	R4.6.21	<19
58	87	R3.5.26	10
59	88	R3.5.26	<17
60	89	R4.6.3	9.8
61	90	R3.5.26	15
62	92	R3.6.28	<15
63	93	R4.6.21	<16
64	95	R4.5.26	<18
65	96	R4.6.21	10
66	98	R4.6.23	8.2
67	99	R3.6.28	<16
68	100	R4.6.21	8.3
69	101	R4.6.21	<18
70	102	R4.6.22	<17
71	103	R4.6.28	9.2

実測値

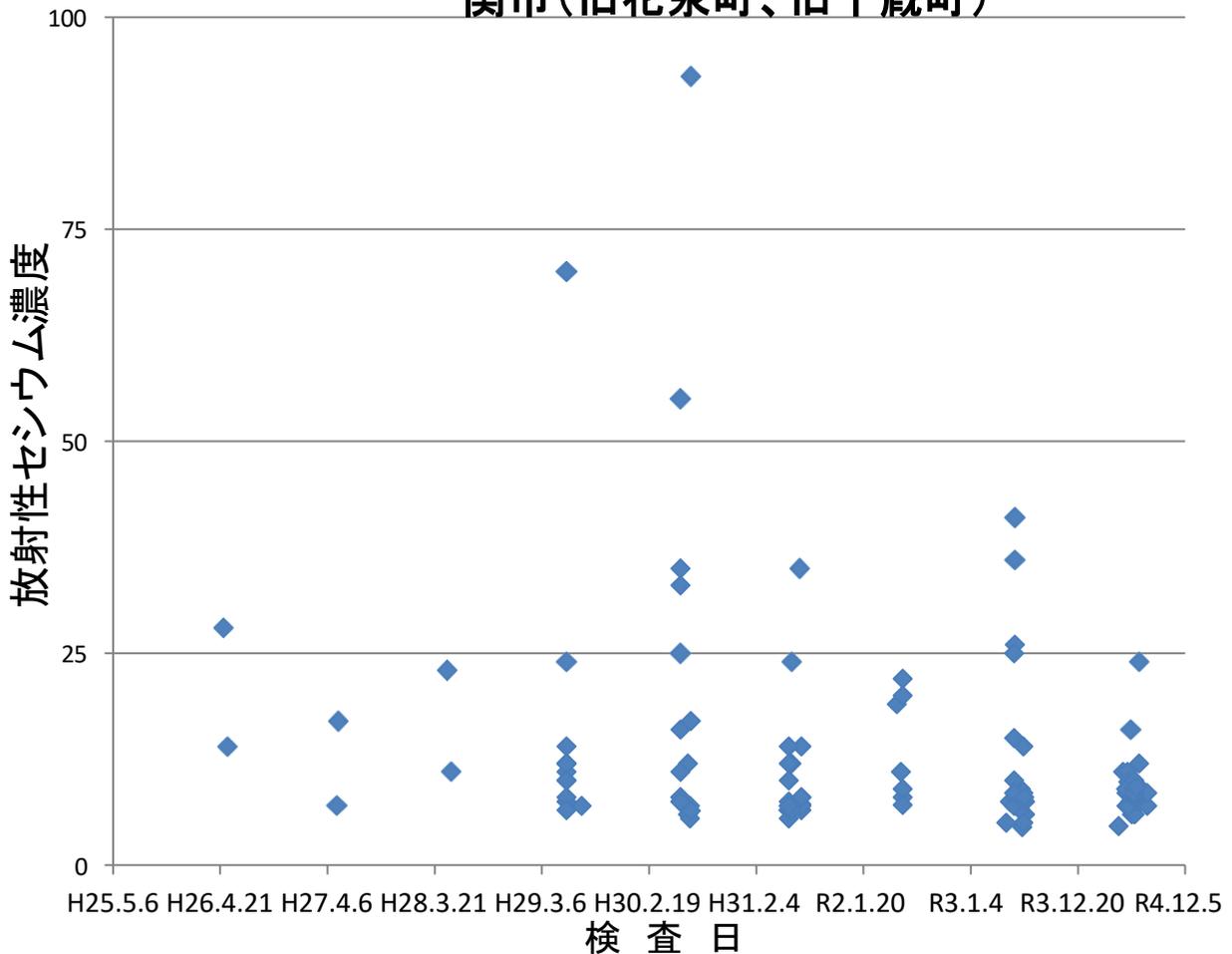
平均値	9.5
最大値	36.0
最小値	4.5
中央値	8.5
標準偏差	5.0
95%値	17.8
標本数	71

※ <(不検出)のデータには、検出限界値の1/2を代入して計算

R2～R4だけのこのセシウム濃度分布 一関市(旧花泉町、旧千厩町)



岩手県だけのこセシウム濃度の推移 一関市(旧花泉町、旧千厩町)



別紙

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

岩手県奥州市（旧水沢市、旧江刺市および旧胆沢町）において産出されたワラビ（野生）

2 経過及び解除申請の理由

（1）これまでの経過

平成24年5月15日に、奥州市の旧前沢町（今回解除対象外）のワラビ（野生）1検体を検査した結果、食品の基準値を超える放射性セシウム（260Bq/kg）が検出されたため、同年5月16日に出荷制限が指示された。

令和元年春から令和2年春にモニタリング検査を実施したところ同市旧水沢市、旧江刺市、旧胆沢町（以下、「旧3市町」という。）において低い値を確認した。

このため、令和3年春及び令和4年春に、旧3市町のワラビ（野生）が安定して基準値を下回ることが確認できるよう旧3市町の生育地から満遍なく選定し、検体を採取・検査した。

（2）検査結果

令和3年春～令和4年春に検査した61検体は、平均値7Bq/kg、最大値16Bq/kg、95パーセンタイル値10Bq/kgであり、放射性物質濃度が低下傾向・低水準であることを確認することができた。

以上の検査結果から、ワラビ（野生）が今後基準値を超える可能性はほとんどないと推定できる。

3 岩手県における管理計画

（1）解除後の検査計画

ア 出荷前検査

県は、奥州市と連携して、旧3市町の発生状況を確認し、3検体以上の出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認した上で出荷する。

イ 岩手県の定期的検査

県は、出荷期間中の開始後1ヶ月は毎週、その後1ヶ月に1回程度の定期検査（モニタリング検査）を行うとともに、奥州市と連携し、過去の検査で50Bq/kgを超えた採取地に加え、過去に検査を行っていない採取地から出荷する場合においても検査を行い、安全を確認した上で出荷する。

（2）解除後の出荷管理

ア 採取・出荷者の管理

旧3市町内でワラビ（野生）を採取し、販売を目的とする出荷を行う者について、奥州市は、集出荷を行う者毎に集荷する生産者を把握し、生産者の氏名、主な採取場所を整理した採取・集出荷者台帳を整備す

る。採取・集出荷者情報に変更があった場合はその都度台帳を更新する。

イ 出荷・販売管理

ワラビ（野生）の販売を目的とする採取・集出荷（産直施設の販売を含む）は、台帳に登録された者に限定するとともに、出荷物には、販売単位毎に品目（ワラビ（野生））、採取地、採取日、採取者の住所・氏名を表示する。

岩手県と奥州市は、市場、販売施設等に対し、ワラビ（野生）の入荷の際は登録者の出荷品であるか確認するとともに、入荷したものが登録者以外の出荷品であることが判明した場合は、奥州市に報告するよう依頼する。

また、定期的な巡回を行い、適切な出荷管理が実施されているか確認する。

- (3) 解除後のモニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応
基準値を超える結果が出た場合は、速やかに旧3市町内のワラビ（野生）の採取・出荷自粛を要請するとともに、出荷中のワラビ（野生）の回収を併せて要請する。

(4) 関係者への周知

岩手県は奥州市と連携し、本計画の内容について、採取・集出荷者、流通業者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

奥州市(旧水沢市、旧江刺市、旧胆沢町)産わらび(野生)の検査結果

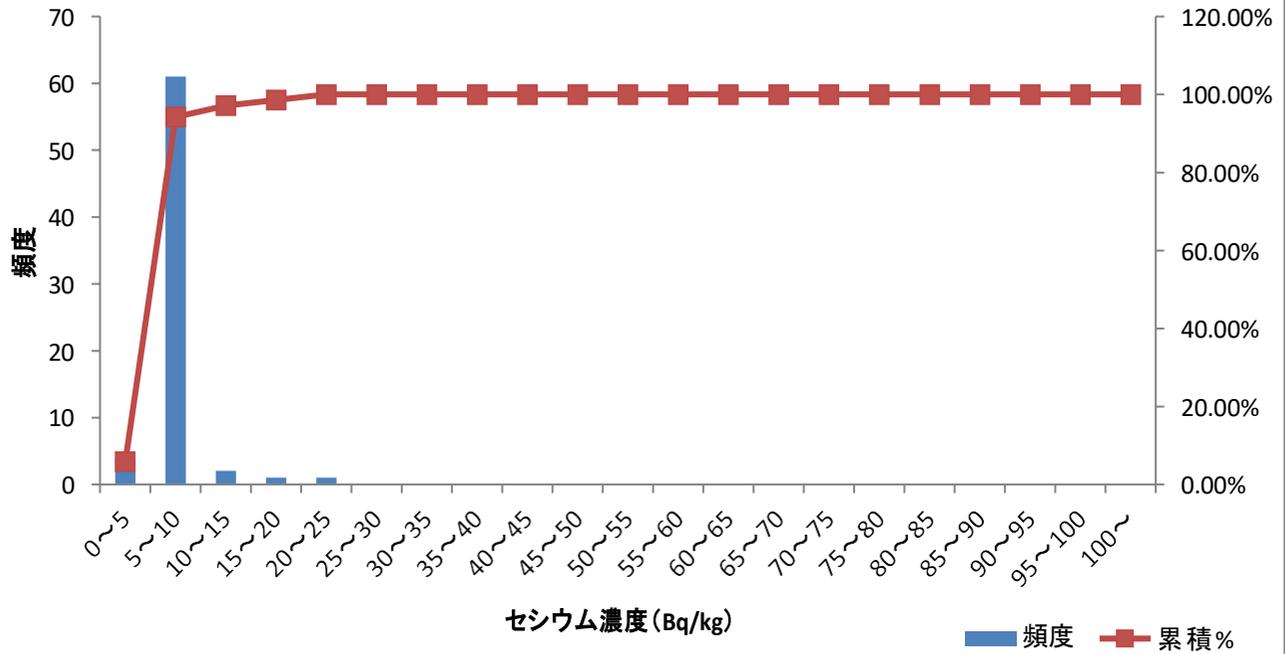
NO.	検体 (地図) 番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)
1	1	令和3年6月9日	<10
2	2	令和3年5月11日	<18
3	3	令和3年5月11日	11
4	4	令和3年5月14日	<12
5	5	令和3年5月14日	<16
6	6	令和3年5月14日	<11
7	7	令和3年5月14日	<18
8	8	令和3年5月14日	<12
9	9	令和3年5月14日	<16
10	10	令和3年5月14日	<11
11	11	令和3年5月14日	<16
12	12	令和3年5月21日	<12
13	13	令和3年5月21日	<16
14	14	令和3年5月27日	<14
15	15	令和3年5月27日	<17
16	16	令和3年6月1日	<12
17	17	令和3年6月1日	5.1
18	18	令和3年6月1日	14
19	19	令和3年6月1日	<9
20	20	令和3年6月1日	<16
21	21	令和3年6月1日	12
22	22	令和3年6月1日	<16
23	23	令和3年6月1日	<14
24	24	令和3年6月1日	<12
25	25	令和3年6月3日	<13
26	26	令和3年6月3日	8
27	27	令和3年6月3日	<16
28	28	令和3年6月3日	<11
29	29	令和3年6月3日	<16
30	30	令和3年6月3日	<15
31	31	令和3年6月8日	<14
32	32	令和3年6月8日	<11
33	33	令和3年6月8日	<15
34	34	令和4年4月28日	5.8
35	35	令和4年5月16日	<14
36	36	令和4年5月16日	19.6
37	37	令和4年5月16日	17.9
38	38	令和4年5月16日	<13
39	39	令和4年5月16日	<12
40	40	令和4年5月19日	<14
41	41	令和4年5月19日	<16
42	42	令和4年5月19日	<12
43	43	令和4年5月19日	<16
44	44	令和4年5月19日	<12
45	45	令和4年5月19日	16.4
46	46	令和4年5月24日	<19
47	47	令和4年5月24日	<19
48	48	令和4年5月24日	<17
49	49	令和4年5月24日	<16
50	50	令和4年5月27日	<15
51	51	令和4年5月27日	<16
52	52	令和4年5月27日	<19
53	53	令和4年5月27日	<11
54	54	令和4年5月27日	<16
55	55	令和4年5月27日	<11
56	56	令和4年5月27日	<14
57	57	令和4年5月27日	<14
58	58	令和4年5月27日	<15
59	59	令和4年5月27日	<16
60	60	令和4年6月8日	<15
61	61	令和4年6月8日	<12

実測値

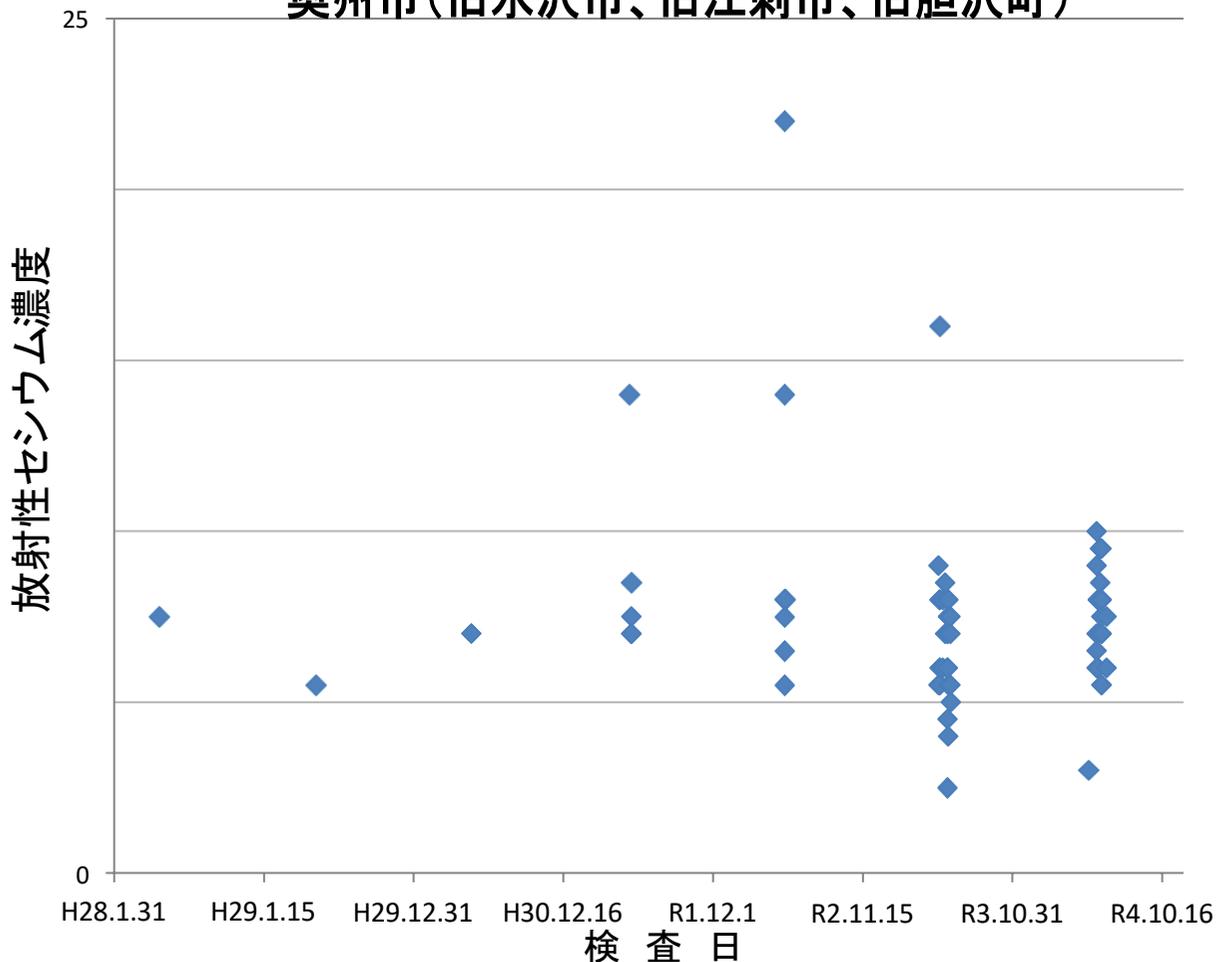
平均値	7.1
最大値	16.0
最小値	2.5
中央値	7.0
標準偏差	1.9
95%値	10.3
標本数	61

※ <(不検出)のデータには、検出限界値の1/2を代入して計算

R2～R4ワラビのセシウム濃度分布 奥州市(旧水沢市、旧江刺市、旧胆沢町)



岩手県ワラビ(野生) セシウム濃度の推移 奥州市(旧水沢市、旧江刺市、旧胆沢町)



出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

岩手県釜石市において産出されたワラビ（野生）

2 経過及び解除申請の理由

(1) これまでの経過

平成26年5月2日に、釜石市のワラビ（野生）1検体を検査した結果、食品の基準値を超える放射性セシウム（220Bq/kg）が検出されたため、同年5月7日に出荷制限が指示された。

令和元年春から令和2年春にモニタリング検査を実施したところ釜石市において低い値を確認した。

このため、令和3年春及び令和4年春に、釜石市のワラビ（野生）が安定して基準値を下回ることが確認できるよう市内の生育地から満遍なく選定し、検体を採取・検査した。

(2) 検査結果

令和3年春～令和4年春に検査した60検体は、平均値11Bq/kg、最大値45Bq/kg、95パーセンタイル値25Bq/kgであり、放射性物質濃度が低下傾向・低水準であることを確認することができた。

以上の検査結果から、ワラビ（野生）が今後基準値を超える可能性はほとんどないと推定できる。

3 岩手県における管理計画

(1) 解除後の検査計画

ア 出荷前検査

県は、釜石市と連携して、釜石市内の発生状況を確認し、3検体以上の出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認した上で出荷する。

イ 岩手県の定期的検査

県は、出荷期間中の開始後1ヶ月は毎週、その後1ヶ月に1回程度の定期検査（モニタリング検査）を行うとともに、釜石市と連携し、過去の検査で50Bq/Kgを超えた採取地に加え、過去に検査を行っていない採取地から出荷する場合においても検査を行い、安全を確認した上で出荷する。

(2) 解除後の出荷管理

ア 採取・出荷者の管理

市内でワラビ（野生）を採取し、販売を目的とする出荷を行う者について、釜石市は、集出荷を行う者毎に集荷する生産者を把握し、生産者の氏名、主な採取場所を整理した採取・集出荷者台帳を整備する。採取・集出荷者情報に変更があった場合はその都度台帳を更新する。

イ 出荷・販売管理

ワラビ（野生）の販売を目的とする採取・集出荷（産直施設の販売を含む）は、台帳に登録された者に限定するとともに、出荷物には、販売単位毎に品目（ワラビ（野生））、採取地、採取日、採取者の住所・氏名を表示する。

岩手県と釜石市は、市場、販売施設等に対し、ワラビ（野生）の入荷の際は登録者の出荷品であるか確認するとともに、入荷したものが登録者以外の出荷品で

あることが判明した場合は、釜石市に報告するよう依頼する。

また、定期的な巡回を行い、適切な出荷管理が実施されているか確認する。

- (3) 解除後のモニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応
基準値を超える結果が出た場合は、速やかに市内のワラビ（野生）の採取・出荷自粛を要請するとともに、出荷中のワラビ（野生）の回収を併せて要請する。

- (4) 関係者への周知

岩手県は釜石市と連携し、本計画の内容について、採取・集出荷者、流通業者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

釜石市ワラビ(野生)の検査結果

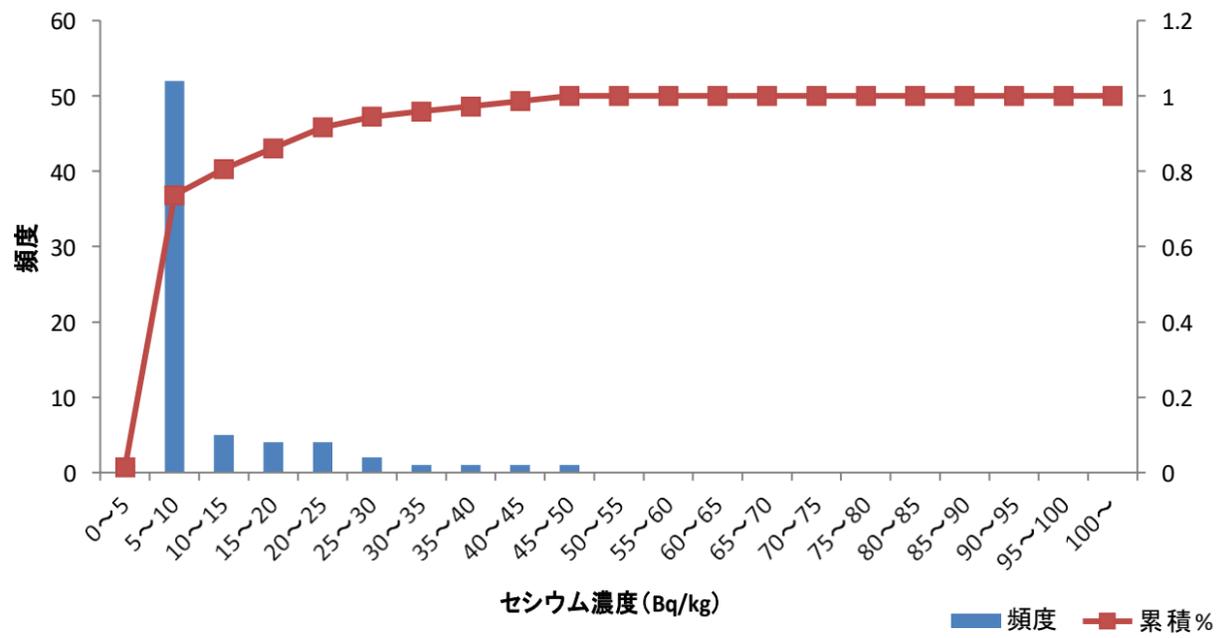
NO.	検査日	検査結果 (Bq/kg)
1	令和4年5月25日	<14
2	令和4年5月25日	18
3	令和4年5月25日	<14
4	令和4年5月25日	<14
5	令和4年4月26日	<13
6	令和4年5月25日	<14
7	令和3年5月21日	9
8	令和3年6月4日	22
9	令和3年6月4日	<11
10	令和3年6月4日	<15
11	令和3年6月4日	28
12	令和3年6月4日	7.8
13	令和3年6月4日	21
14	令和3年6月15日	<11
15	令和3年6月15日	<10
16	令和3年8月20日	10
17	令和4年4月13日	18
18	令和4年4月15日	<11
19	令和4年4月26日	6.6
20	令和4年5月6日	<13
21	令和4年5月6日	45
22	令和4年5月19日	<14
23	令和4年5月19日	22
24	令和4年5月19日	32
25	令和4年5月19日	<18
26	令和4年5月19日	<13
27	令和4年5月19日	<15
28	令和4年5月19日	<16
29	令和4年5月19日	<15
30	令和4年5月19日	42
31	令和4年5月19日	<13
32	令和4年5月19日	<14
33	令和4年5月25日	<15
34	令和4年5月25日	<12
35	令和4年5月27日	<14
36	令和4年5月27日	21
37	令和4年5月27日	<17
38	令和4年5月27日	<17
39	令和4年5月27日	<14
40	令和4年5月27日	<12
41	令和4年5月27日	8.9
42	令和4年5月27日	<14
43	令和4年5月27日	<15
44	令和4年5月27日	<16
45	令和4年5月27日	<15
46	令和4年5月27日	<17
47	令和4年5月27日	13
48	令和4年5月31日	<14
49	令和4年5月31日	<18
50	令和4年5月31日	<17
51	令和4年5月31日	<19
52	令和4年5月31日	<18
53	令和4年5月31日	<17
54	令和4年5月31日	<15
55	令和4年5月31日	<15
56	令和4年5月31日	13
57	令和4年6月3日	<14
58	令和4年6月3日	18
59	令和4年6月3日	<18
60	令和4年6月3日	<15

実測値

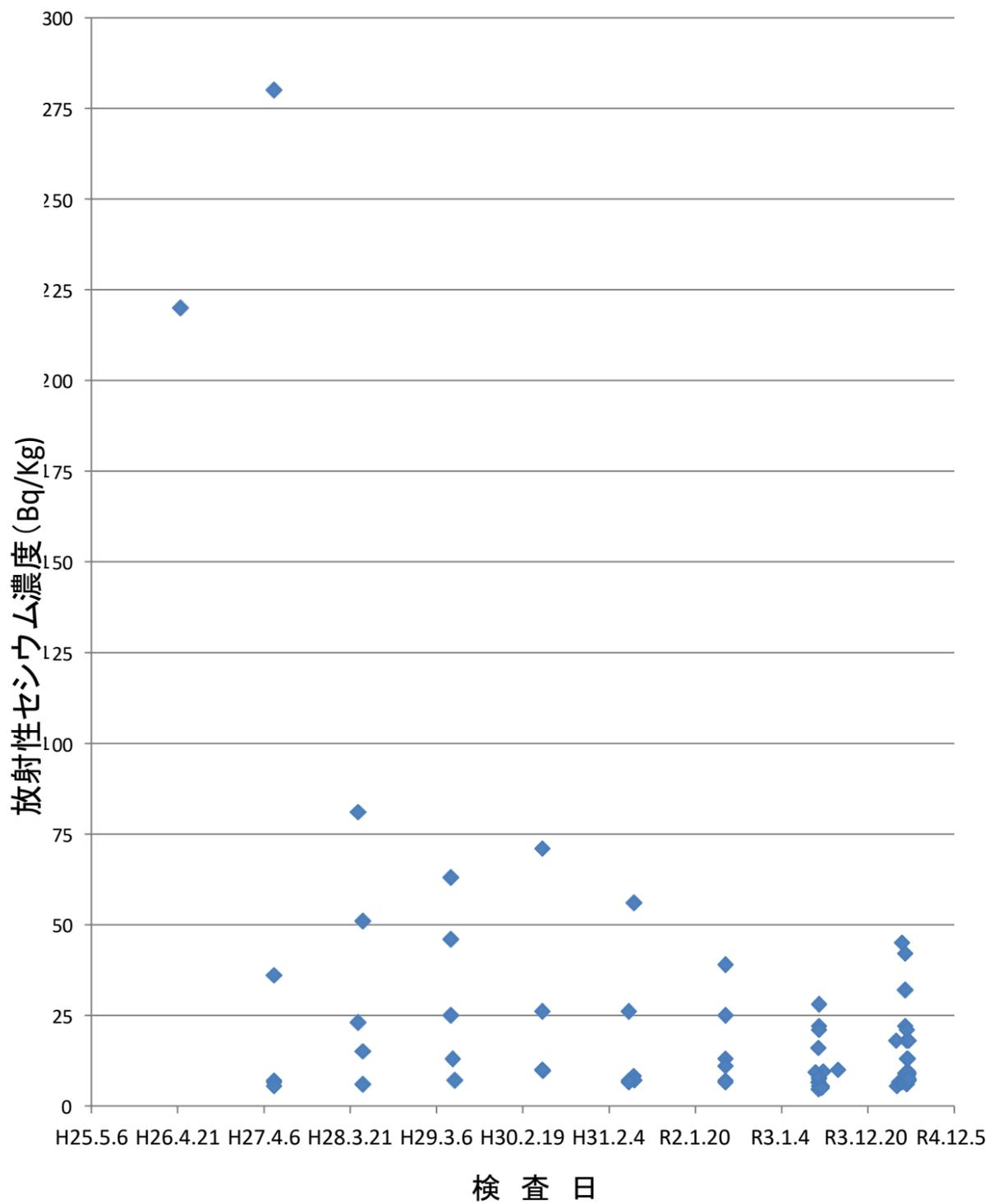
平均値	11.1
最大値	45.0
最小値	5.0
中央値	7.5
標準偏差	8.3
95%値	24.8
標本数	60

※ <(不検出)のデータには、検出限界値の1/2を代入して計算

R2～R4ワラビのセシウム濃度分布 釜石市



岩手県ワラビ(野生) セシウム濃度の推移 (釜石市)



出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

岩手県平泉町（旧平泉町）において産出されたワラビ（野生）

2 経過及び解除申請の理由

(1) これまでの経過

平成25年6月3日に、平泉町のワラビ（野生）1検体を検査した結果、食品の基準値を超える放射性セシウム（170Bq/kg）が検出されたため、同年6月4日に出荷制限が指示された。

令和元年春から令和2年春にモニタリング検査を実施したところ平泉町（旧平泉町）において低い値を確認した。

このため、令和3年春及び令和4年春に、旧平泉町のワラビ（野生）が安定して基準値を下回ることが確認できるよう旧平泉町の生育地から満遍なく選定し、検体を採取・検査した。

(2) 検査結果

令和3年春～令和4年春に検査した61検体は、平均値10Bq/kg、最大値37Bq/kg、95パーセンタイル値21Bq/kgであり、放射性物質濃度が低下傾向・低水準であることを確認することができた。

以上の検査結果から、ワラビ（野生）が今後基準値を超える可能性はほとんどないと推定できる。

3 岩手県における管理計画

(1) 解除後の検査計画

ア 出荷前検査

県は、平泉町と連携して、旧平泉町内の発生状況を確認し、3検体以上の出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認した上で出荷する。

イ 岩手県の定期的検査

県は、出荷期間中の開始後1ヶ月は毎週、その後1ヶ月に1回程度の定期検査（モニタリング検査）を行うとともに、平泉町と連携し、過去の検査で50Bq/Kgを超えた採取地に加え、過去に検査を行っていない採取地から出荷する場合においても検査を行い、安全を確認した上で出荷する。

(2) 解除後の出荷管理

ア 採取・出荷者の管理

旧平泉町でワラビ（野生）を採取し、販売を目的とする出荷を行う者について、平泉町は、集出荷を行う者毎に集荷する生産者を把握し、生産者の氏名、主な採取場所を整理した採取・集出荷者台帳を整備する。採取・集出荷者情報に変更があった場合はその都度台帳を更新する。

イ 出荷・販売管理

ワラビ（野生）の販売を目的とする採取・集出荷（産直施設の販売を含む）は、台帳に登録された者に限定するとともに、出荷物には、販売単位毎に品目（ワラビ（野生））、採取地、採取日、採取者の住所・氏名を表示する。

岩手県と平泉町は、市場、販売施設等に対し、ワラビ（野生）の入荷の際は登録者の出荷品であるか確認するとともに、入荷したものが登録者以外の出荷品であることが判明した場合は、平泉町に報告するよう依頼する。

また、定期的な巡回を行い、適切な出荷管理が実施されているか確認する。

- (3) 解除後のモニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応
基準値を超える結果が出た場合は、速やかに旧平泉町のワラビ（野生）の採取・出荷自粛を要請するとともに、出荷中のワラビ（野生）の回収を併せて要請する。
- (4) 関係者への周知
岩手県は平泉町と連携し、本計画の内容について、採取・集出荷者、流通業者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

平泉町産(旧平泉町)ワラビ(野生)の検査結果

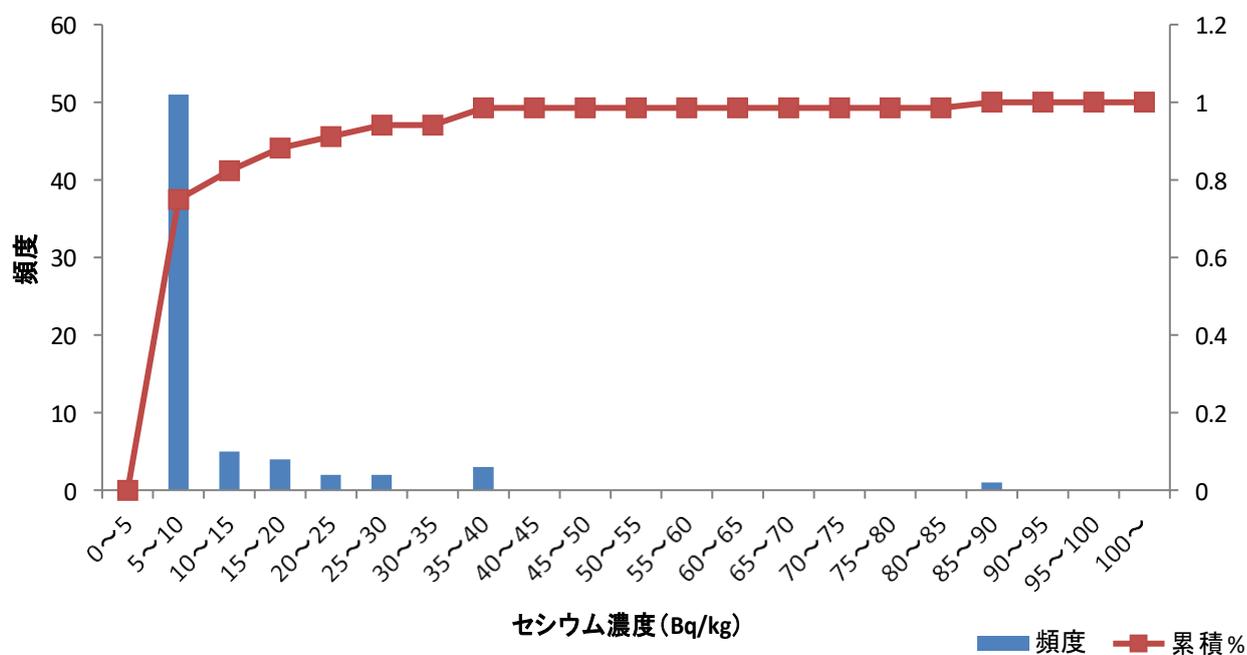
NO.	検査日	検査結果 (Bq/kg)
1	令和4年5月3日	<13
2	令和4年5月3日	29
3	令和4年5月17日	<18
4	令和4年5月17日	<16
5	令和4年5月19日	<13
6	令和4年5月19日	<17
7	令和4年5月19日	<15
8	令和4年5月19日	8.4
9	令和4年5月19日	<18
10	令和4年6月10日	<17
11	令和4年6月10日	9.5
12	令和4年6月10日	<16
13	令和4年6月10日	<19
14	令和3年5月13日	37
15	令和3年5月13日	<17
16	令和4年5月17日	<15
17	令和4年6月10日	<16
18	令和4年6月10日	<17
19	令和4年6月23日	<17
20	令和4年5月18日	<13
21	令和4年5月18日	14
22	令和4年5月18日	9.3
23	令和4年5月18日	<14
24	令和3年5月13日	26
25	令和4年5月17日	<18
26	令和4年5月18日	<14
27	令和4年5月18日	15
28	令和4年5月18日	15
29	令和3年5月13日	<14
30	令和4年5月18日	<15
31	令和4年5月18日	<16
32	令和4年5月16日	<16
33	令和4年5月16日	10
34	令和4年5月16日	<16
35	令和4年5月16日	<16
36	令和4年5月16日	<15
37	令和4年6月23日	<12
38	令和3年5月19日	8.3
39	令和4年6月10日	<19
40	令和3年5月13日	15
41	令和4年5月18日	<14
42	令和4年5月18日	<15
43	令和4年5月18日	<18
44	令和4年5月17日	<16
45	令和4年5月18日	<14
46	令和4年5月17日	<15
47	令和4年5月18日	<16
48	令和4年5月18日	<16
49	令和4年5月18日	<19
50	令和4年5月18日	12
51	令和4年6月10日	<19
52	令和4年5月17日	<18
53	令和4年6月10日	<16
54	令和4年6月10日	37
55	令和4年5月17日	<17
56	令和4年5月18日	<14
57	令和4年5月18日	<12
58	令和4年5月18日	7.2
59	令和4年5月18日	21
60	令和4年5月18日	17
61	令和4年5月18日	<16

実測値

平均値	10.4
最大値	37.0
最小値	6.0
中央値	8.0
標準偏差	6.5
95%値	21.1
標本数	61

※ <(不検出)のデータには、検出
限界値の1/2を代入して計算

R2～R4ワラビのセシウム濃度分布 平泉町(旧平泉町)



岩手県わらび(野生) セシウム濃度の推移 平泉町(旧平泉町)

